

特集 本市の環境分野における主な取り組み

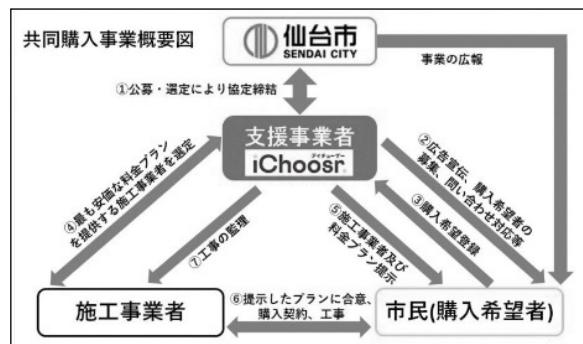
本市では、脱炭素都市づくりや、資源循環都市づくり等を推進するため、各種取り組みを実施しています。令和4年度は、以下のような取り組みを実施しました。

I 自家消費型太陽光発電システムの普及

(1) 住宅向け太陽光パネル・蓄電池等の共同購入事業

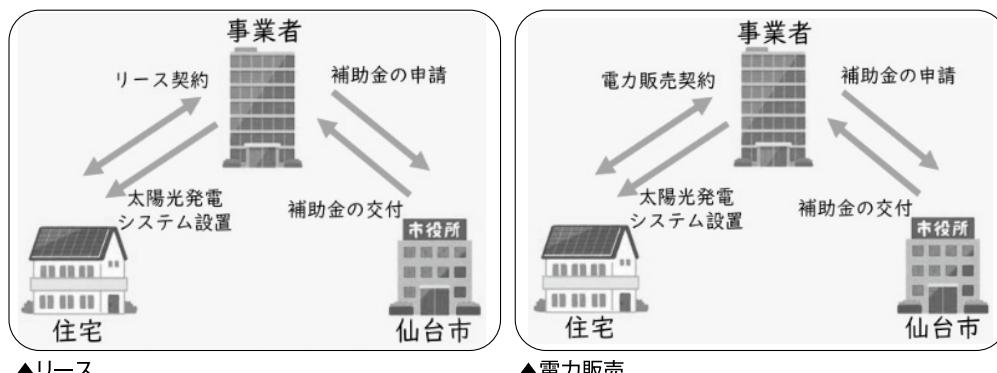
市民が安心して太陽光発電設備・蓄電池を市場価格より安価で導入できるよう、本市と協定を締結した事業者（支援事業者）が、広く市民から購入希望者を募り、共同購入によるスケールメリットを活かし、価格低減を図る取り組みを新たに開始しました。令和4年度における購入希望登録者数は436件で、そのうち69件が契約に至りました。

▶ 共同購入事業概要図



(2) 住宅用初期費用ゼロ 太陽光発電システム導入補助

初期費用なしで、住宅に太陽光発電システムを設置するサービス（リース・電力販売）を提供する事業者に対し助成を行い、利用者の負担軽減を図る取り組みを新たに開始しました。令和4年度末現在、2件の事業プランが登録されています。



2 高断熱住宅の普及

室内の気温変化を抑え、消費エネルギーの削減を図るとともに、健康的で快適な生活環境を確保するため、省エネ性能に優れた高断熱住宅の普及促進に取り組んでいます。

令和4年度は、高断熱住宅のメリットにかかる市民向けの普及啓発や、地元工務店等の実務者の育成のほか、本市独自の断熱基準や支援制度について検討を行いました。



▲市民向け断熱ワークショップの様子



▲実務者向け断熱講習会の様子

3 地域と共生した太陽光発電事業の普及促進を図るための条例の制定

「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」は、「防災環境都市・仙台」における脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続きについて必要な事項を定め、地域と共生する太陽光発電事業の普及促進に寄与することを目的として、令和5年3月に制定しました（令和5年10月1日施行）。

この条例では、出力20kW以上の太陽光発電施設（建物の屋根や屋上等に設置するものを除く。）を、土砂災害などの発生のおそれが高い区域や、動植物、景観などを特に保全すべき区域である設置規制区域内に設置する場合、設置の工事に着手する前に、市長の許可を得る必要があります。また、設置規制区域外に太陽光発電施設を設置する場合は、あらかじめ事業計画を市長に届け出る必要があります。その他、適切な維持管理や廃棄等の手続を定めています。



▲条例のパンフレット

4 インスタグラムアカウントの開設

令和4年7月から環境局公式Instagram（インスタグラム）アカウントを開設し、幅広い世代に向けた情報発信を強化しました。今日から実践できるエアコン・冷蔵庫の電気代節約術や、間違えやすいごみの出し方の解説のほか、環境について学べるイベント情報・知ってお得な補助金やキャンペーン情報など、環境に優しい暮らしのヒントを発信しています。

令和4年8月～9月には、「わたしの杜の都スタイル」Instagramキャンペーンとして、市民から杜の都スタイル（仙台らしい、環境に優しい行動や身近な自然に親しむこと）を紹介する投稿を募集し、352件の投稿が集まりました。



▲Instagram投稿の一例
(電気代節約術)



▲Instagram QRコード
(電気代節約術)

5 今泉工場の建て替え事業の開始

「今泉工場」は、昭和60年に稼働を開始し、これまで2度の基幹改良工事を経て、安定稼働に努めてきましたが、2度目の基幹改良工事の10年後にあたる令和13年頃には、供用期間が約50年となり、更なる延命化は困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、将来にわたり安定的なごみ処理体制を確保するため、令和13年度の稼働開始に向けて、今泉工場の建て替えを進めます。

令和5年度以降、基本構想の策定や住民説明等を順次進めています。



▲ごみ処理施設の配置

本市のごみ焼却施設の状況

施設名	稼働開始	処理能力	基幹改良工事	供用期間
今泉工場	昭和60年	200トン／日 × 3炉	(1度目)平成10～12年度 (2度目)平成29～令和2年度	37年
葛岡工場	平成7年	300トン／日 × 2炉	平成26～28年度	27年
松森工場	平成17年	200トン／日 × 3炉	令和3～7年度(予定)	17年

6 「製品プラスチック一括回収・リサイクル」の開始

本市では、令和5年4月から他の政令市に先駆け、製品プラスチックの一括回収を開始しました。

これは、従来のプラスチック製容器包装に加え、これまで家庭ごみとして焼却処理していたハンガーやストローなどの製品プラスチックについても、「プラスチック資源」として赤い指定袋でまとめて回収し、リサイクルを行うものです。事業実施にあたっては、令和4年9月に全国で第1号となる再商品化計画の認定を国から取得したうえで、啓発リーフレットを全戸配布するなど周知広報を行いました。

収集したプラスチック資源は、市内のリサイクル施設で物流用のパレット等に生まれ変わります。プラスチックの焼却により多くの温室効果ガスが発生するため、資源循環の取り組みは、脱炭素都市づくりにおいても重要です。家庭ごみの中にはまだまだ多くのプラスチックが含まれており、一層の分別・リサイクルに向けた取り組みを推進していきます。



▲プラスチック資源の排出方法

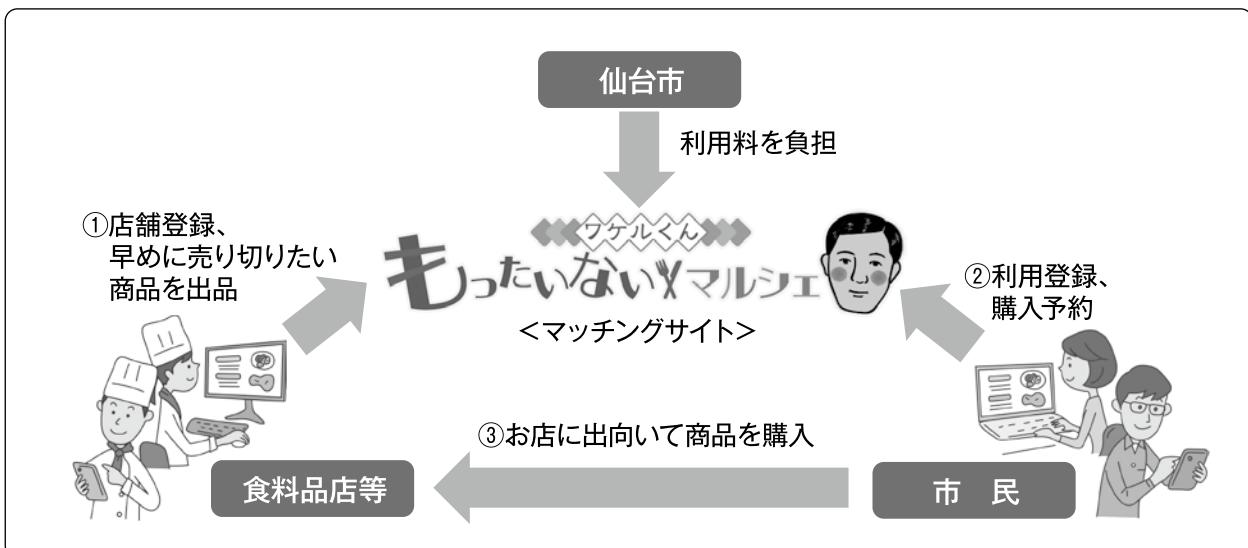


▲製品プラスチック一括回収の啓發ポップ

7 事業系食品ロス削減マッチングサービスの開始

食品ロス削減の推進に向け、食品の廃棄を避けるため商品を売り切りたい事業者と、お得に買い物をしたい消費者をつなぐ事業系食品ロス削減マッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」を令和4年10月から運用開始しています。

令和4年度は、20店舗、利用者6,770名の登録があり、1.1tの食品ロス削減につながりました。



▲「ワケルくんもったいないマルシェ」の流れ